

平成二十六年六月二十日受領
答弁第二一一一号

内閣衆質一八六第二一一号

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員林宙紀君提出大飯原発運転差し止め訴訟判決に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員林宙紀君提出大飯原発運転差し止め訴訟判決に対する政府の見解に関する質問に対する答

弁書

一から五までについて

御指摘の訴訟については、政府は当事者ではないため、判決について見解を述べることは差し控えたいが、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的判断に委ね、同委員会により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）等に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。